

評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人大洲育成園（以下「法人」という。）の定める定款第6条第3項の規定に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 社会福祉法人大洲育成園定款第6条第2項の規定により委員会の委員となる監事は、監事による互選とし、事務局からの委員は、この法人の事務長の職にある者をもって充てる。

2 委員会の外部委員は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

(委員の解任)

第4条 委員の次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により解任することができる。

- (1) 職務上の義務を違反し、又はその職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(招集)

第5条 委員会は、理事会の決議を経て理事長が招集する。

2 委員会の招集周知は、会議の開催日1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第6条 委員会の議長は、委員会に出席した委員の中から互選する。

2 議長は、委員会の会務を総理する。

(評議員の選任)

第7条 委員会は、理事会から評議員候補者として推薦のあった者について、次に掲げる事項の説明を受けたうえで、候補者1名ごとに審議し、選任について決議を行う。ただし、出席委員の全員が賛成した場合、候補者全員を対象として一括して選任することができる。

できる。

- (1) 候補者の経歴
- (2) 候補者とこの法人及びこの法人の役員との関係
- (3) 第2号に掲げるもののほか、候補者に関する情報

2 委員会の決議には、議長も参加する。

(評議員の解任)

第8条 委員会は、理事会から提案された評議員会の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を行う。

- 2 委員会は、決議を行うに当たって、解任された被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- 3 委員会の決議には、議長も参加する。

(議事録)

第9条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、出席した委員の全員が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

2 委員会の議事録は、次の事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 委員会が開催された日時及び場所
- (2) 委員会の議事の経過及びその結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員会議長の氏名

(報酬)

第10条 委員は、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給する。ただし、その職務を行うために要した費用を支払うことができる。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない。評議員の選任は、この細則の例により行う。
- 3 前項により選任された委員の任期は、この細則の施行の日から起算するものとする。
- 4 この細則は、平成30年3月1日から施行する。